

2020年10月30日

法務省出入国在留管理庁参事官室長 殿

照会者

住所

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記6において照会者名の公表を希望する場合は照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法第9条第1項

出入国管理及び難民認定法第20条第3項

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の「経営・管理」

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令

法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動

出入国管理及び難民認定法第21条第3項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

外国人経営者自らが事業の主体となる業務に従事して経営活動を行う場合、在留資格「経営・管理」に該当するか否かの確認をお願いします。

具体的には、

①料理店で外国人経営者自らがオーナーシェフとして料理をする。

②語学教室で外国人経営者自らが語学講師として語学のレッスンを行う。

③システム開発の事業で外国人経営者自らがプログラマーとしてシステム開発を行う。

いずれの場合も、その業務に従事するのは外国人経営者のみで、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の経営・管理の基準（事業場の確保、資本金の額等）は全て満たしているとします。

3 上記1の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

（見解）

経営とは、事業目的を達成するために、継続的・計画的に意思決定を行って実行に移し事業を管理・遂行することを言い、外国人経営者以外に、その業務に従事する者がいないということだけをもって在留資格該当性が否定されることはないと考えます。

